

京都市地域コミュニティ活性化推進条例施行規則

(連絡調整の状況の報告)

第1条 京都市地域コミュニティ活性化推進条例（以下「条例」という。）第15条第1項（同条第3項並びに条例第17条第3項及び第5項において準用する場合を含む。）の規定による報告は、次に掲げる事項を記載した報告書により行うものとする。

- (1) 報告者の氏名及び住所（法人にあつては、名称及び代表者名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 共同住宅等（条例第14条各号列記以外の部分に規定する共同住宅等をいう。以下同じ。）の名称及び所在地（条例第17条第3項及び第5項において準用する条例第15条第1項の規定による報告にあつては、報告に係る土地の所在地）
- (3) 行為の種別
- (4) 共同住宅等の住戸の数（条例第17条第3項及び第5項において準用する条例第15条第1項の規定による報告にあつては、報告に係る土地の面積及び区画の数）
- (5) 連絡調整（条例第15条第1項に規定する連絡調整をいう。以下同じ。）の状況
- (6) その他市長が必要と認める事項

2 前項の規定は、条例第16条第2項（条例第17条第7項において準用する場合を含む。）の規定による報告について準用する。

(連絡調整の申出)

第2条 条例第15条第2項の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した申出書により行うものとする。

- (1) 申出者の名称及び代表者名並びに主たる事務所の所在地
- (2) 共同住宅等の名称及び所在地
- (3) 申出に係る事業者の氏名及び住所（法人にあつては、名称及び主たる事務所の所在地）
- (4) 連絡調整を求める事項
- (5) その他市長が必要と認める事項

2 前項の規定は、条例第17条第4項の規定による申出について準用する。この場合において、前項第2号中「共同住宅等の名称及び」とあるのは「申出に係る土地の」と読み替えるものとする。

(審議会の会長及び副会長)

第3条 京都市地域コミュニティ活性化推進審議会(以下「審議会」という。)に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は委員の互選により定め、副会長は委員のうちから会長が指名する。
- 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 5 会長及び副会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(審議会の招集及び議事)

第4条 審議会は、会長が招集する。ただし、会長及びその職務を代理する者が在任しないときの審議会は、市長が招集する。

- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、意見の陳述、説明その他の必要な協力を求めることができる。

(部会)

第5条 審議会は、特別の事項を調査し、及び審議させるため必要があると認めるときは、部会を置くことができる。

- 2 部会の構成員は、次に掲げる者とする。
 - (1) 会長が指名する委員
 - (2) 当該特別の事項について専門の知識を有する者の中から市長が委嘱し、又は任命する者
- 3 部会ごとに部会長を置く。
- 4 部会長は、第2項第1号に掲げる者の中から、会長が指名する。
- 5 部会長は、その部会の事務を掌理する。
- 6 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長の指名する委員がその職務を代理する。

(部会の招集及び議事)

第6条 部会は、部会長が招集する。ただし、部会長及びその職務を代理する者が在任しないときの部会は、会長が招集する。

- 2 部会長は、会議の議長となる。
- 3 部会は、前条第2項各号に掲げる者の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 部会の議事は、出席した前条第2項各号に掲げる者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 部会長は、部会の調査又は審議が終了したときは、当該調査又は審議の結果を審議会に報告しなければならない。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は，文化市民局において行う。

(審議会に関する補則)

第8条 この規則に定めるもののほか，審議会の運営に関し必要な事項は，会長が定める。

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか，条例の施行に関し必要な事項は，文化市民局長が定める。

附 則

この規則は，平成23年12月19日から施行する。ただし，第1条及び別記様式の規定は，平成24年7月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は，平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 京都市地域コミュニティ活性化推進条例の一部を改正する条例（平成30年11月9日京都市条例第25号）附則第2項又は第4項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における連絡調整担当者（同条例による改正前の京都市地域コミュニティ活性化推進条例第15条第1項に規定する連絡調整担当者をいう。）の届出については，なお従前の例による。